

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(四)

フランス刑事立法研究会（訳）

大貝， 葵
金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

井上， 宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/6771953>

出版情報：法政研究. 89 (4), pp.210-193, 2023-03-10. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達(四)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法典の諸規定を解説する通達

付属文書1…少年刑事司法の一般原則(以上、88巻4号)

付属文書2…手続の解説

1. 訴追の前段階または訴追に代替する段階

2. 公訴の開始(以上、89巻1号)

3. 少年係判事及び少年裁判所において適用される手続

4. 司法上の予審に際して適用される新規定(以上、89巻2号)

付属文書3…教育的措置及び調査措置(以上、本号)

付属文書4…保安的措置の適用範囲

付属文書5…刑罰及び少年の拘禁制度にもたらされる変革

付属文書6…被害者への配慮の改善

付属文書7…情報共有

付属文書8…海外県における適用

付属文書9…新規定の時間的適用範囲

付属文書3 教育的措置及び調査措置

少年刑事司法法典(CJPM)の目的の一つは、一九四五年オールドナンスの庇護の下で正式に認められてきた、同一の少年に対して宣告される措置の累積状態に終止符を打ち、教育的対応及び教育的監督をより理解しやすいものとする事である。今後、少年に対し宣告しうる教育的措置は二つしかない。即ち、司法上の譴責及び司法上の教育的措置である。必要に応じて、教育的成功の宣言を行いまたは教育的措置の免除が宣告されうるであろう。

教育的調査の領域、これについては、社会教育的情報収集が一般化され、さらに、予審手続での義務化を通じて、司法上の教育的措が刑事的枠組においてより多く用いられるようになることで、強化されるに至っている。

故に、CJPMの革新性は、(1)一つには、教育的措置の単純化に、(2)また一つには、調整される唯一の教育的措置の創設に、(3)さらに、教育的調査分野の強化にある。

1. 教育的措置の単純化

1. 1. 訓告、親への引渡し、正式な譴責を司法上の

譴責に統合すること

第L. 一一一一条は、司法上の譴責及び司法上の教育的措置を、制裁として少年に課される教育的措置としてい

る。

きわめてよく似た内容をもつ、訓告、親への引渡し及び正式な譴責は、一つの措置、即ち、司法上の譴責に統合される。司法上の譴責は、少年に対して裁定を下す全ての裁判機関、即ち、少年係判事、少年裁判所、少年重罪法院、違警罪裁判所により宣告される。

第L. 一一二条の適用により、司法上の譴責は、新たな犯行前一年以内に行われた犯罪と同一または同一視しうる犯罪につき、少年に既に宣告されている場合には、単独では宣告されえない。

1. 2. 「教育的成功の宣言」制度の創設（第L. 一

一一六条）

第L. 一一一六条は、教育的成功の宣言という制度を創設しており、少年が教育的試験観察期間に、自身に課された義務を完全に履行した場合に、教育的成功の宣言が行

われうる。教育的成功の宣言は、教育的試験観察期間後のみ請求され、宣告されうる。

教育的成功の宣言の制度は、教育的措置の免除の制度と同一である。即ち、教育的成功の宣言は、累犯の初度目を構成しえず、それを命じる裁判機関は、教育的成功の宣言が前科簿第一号票に記載されないことを決定することができる。

教育的措置の免除とは異なり、教育的成功の宣告は、教育的試験観察期間後のみ、少年係判事または少年裁判所により宣告されうる。それ故、裁判機関が一回限りの審理において裁定を下すと決定した場合には、教育的成功の宣言を命じることはできない。

義務の遵守については、一時的な司法上の教育的措置または保安的措置の枠組において少年が司法上課される義務のみならず、少年が自身の状況を改善するべく果たした成長や、教育的成功の宣言からわかる成長も検討対象とされる。

特に、少年が、新たな犯罪を行わず、P J Jの社会内処遇機関の召喚に応じ、教育計画及びケアの個票を通じて構造化された目標に熱心に取り組み、そして、事実や被害者に対する自らの関り (pothornement) について積極的な

成長を見せた場合には、教育的試験観察の終了時に、社会内処遇機関は、教育的成功の宣言を行うよう提案することができる。

1. 3. 既存の教育的監督措置を司法上の教育的措置
(MEJ) に統合すること

一九四五年オールドナンスにより規定される、制裁宣告前のもの(制裁宣告前の監視付き自由、刑事賠償、日中受け入れのための教育的措置、日中活動措置、託置)も、制裁宣告後のもの(監視付き自由、司法的保護の元に置くこと、刑事賠償、日中受け入れのための教育的措置、日中活動措置、託置)も同様に、全ての教育的監督措置は、教育的監督のための適宜調整可能な唯一の措置、即ち、司法上の教育的措置の創設により、廃止される。この司法上の教育的措置は、制裁に先立つ一時的なものとして(この際には第L. 三三三一条の一時的な司法上の教育的措置、即ち、MEJPが問題となる)、または、制裁として(この際には、第L. 一一一一一条及び第L. 一一二二一条以下の司法上の教育的措置、即ち、MEJが問題となる)宣告されうる。

1. 4. 併課ルール

MEJPの併課ルール。MEJPは、モジュールも禁止も併課することなく単独で宣告され、または、一つもしくは複数のモジュール及び/もしくは一つもしくは複数の禁止と併課して宣告されうる。MEJPとしてのモジュール及び禁止は、必要に応じて、少年司法保護局の社会内処遇機関の提案に基づき、制限なく、択一的にも重疊的にも宣告されうる。但し、対象物の引渡し及び市民訓育研修の履行という義務は、MEJPの枠組で宣告されえない。

司法上の譴責に関する併課のルール。一人の少年が、連続する複数の司法上の譴責の対象となりうる。但し、新たな犯行前一年以内に行われた行為と同一または同一視する犯罪につき、少年が既に司法上の譴責の対象となっている場合には、司法上の譴責は、新たな行為の制裁として単独では宣告されえないであろう(第L. 一一一二条)。司法上の譴責は、刑罰と重疊的に宣告されうる(第L. 一一一三条)。司法上の譴責は、MEJと重疊的に宣告されうるが、この際、MEJは、償いモジュールの例外を除き、禁止、義務またはモジュールを併課することなく単独で宣告されなければならない(第L. 一一一二条)。

MEJの併課ルール。MEJは、少年係判事、少年裁判

所及び少年重罪法院により、刑罰と重疊的に宣告されうる（第L. 一一二―三三條）。この場合、MEJにはモジュール、禁止、及び、義務を併課することができる。

MEJが命じられるに当たり、必要に応じて少年司法保護局社会内処遇機関の提案に基づき、全てのモジュール並びに義務及び禁止が、択一的にまたは重疊的に宣告される。モジュール、義務及び禁止の間での併課に関する制限はない。但し、禁止及び義務は、一〇歳以上の少年にのみ宣告されうる（第L. 一一二―三三條）。

2. MEJ…調整可能な唯一の教育的監督措置の創設

司法上の教育的措置は、唯一の教育的監督措置となる。司法上の教育的措置は、手続のあらゆる段階で宣告されるものであり（2. 1）、強化された教育的內容（2. 2）、及び、調整可能な性質（2. 3）をもつ。

2. 1. 手続中調整可能な唯一の措置

2. 1. 1. 宣告段階

一時的な司法上の教育的措置（MEJP）が命じられうるのは、検察官の元への召喚による場合には有責性検討のための審理前（第L. 四二―三一九條）、教育的試験観察期

間が開始される場合には有責性検討のための審理時（第L. 五二―一九條）、及び、教育的試験観察時（第L. 五二―一四條）である。当該措置は、同様に、予審対象となつている少年に対して、予審判事により命じられうる。

教育的ケアの継続性を担保するために、少年が勾留に付される場合には、現に少年が教育的監督措置に付されているとしても、第L. 三三四―三三條に基づき、一時的な司法上の教育的措置の宣告が義務的となる。

司法上の教育的措置については、制裁として、少年係判事、少年裁判所、または、少年重罪法院により宣告される（第L. 一一二―一一条、第L. 一一二―二二條）。

少年司法保護局の社会内処遇機関が、司法上の教育的措置または一時的な司法上の教育的措置の宣告を提案するにあつては、（とりわけモジュールや禁止が問題となる場合は）少年の人格及び状況を顧慮する。

2. 1. 2. 措置の調整可能性

一時的措置として宣告される場合を含め、司法上の教育的措置は、少年のニーズや少年の成長に教育的監督を適合させるべく、特に、少年司法保護局社会内処遇機関の提案に基づき、いつでも、内容または方法が修正され、または、

解除されうる（第L. 三三三―二条 第L. 六一―一条）。判決審理に先立ち、または、教育的試験観察期間の枠組において命じられるMEJPについては、共和国検事の請求または少年の請求に基づき、その修正が同様になされうる（第L. 四三三―一条及び第L. 五二―一五条）。

少年係判事（または場合によっては予審判事）は、これらの場合に、少年、少年の弁護士、及び、少年の法定代理人の聴聞の後、裁定を下さなければならない。少年または少年の法定代理人が出廷しない場合でも、判事は、これらの者が欠席したまま、裁定を下すことができる。

社会復帰モジュールを除き、一つのモジュールはそれ単独では、即ち、独自の構成要素なくしては、決して宣告されえない。従って、償いモジュールが、援助もしくは償い活動か、調停かの選択に関する決定なくしては宣告されえないのと同様に、託置モジュールは、託置の命令なしには宣告されえない。

2. 1. 3. 措置の期間

成人後にも教育的活動の継続が保障され、教育的監督の突然の終了を回避するために、たとえ決定日までに対象者が成人になるとしても、一時的措置を含め、司法上の教育

的措置は宣告でき、二一歳になるまで延長されうる（第L. 一一―四条及び第L. 三三三―二条）。

それ故、司法上の教育的措置により、少年司法保護局社会内処遇機関は、特に、就学及び職業上の社会復帰への支援、行政手続への付添、健康及び住居のための支援を通じて、少年及びその法定代理人に対し、成人への移行及び自律に向けた準備をさせうる。

PJJの社会内処遇機関は、少年及びその法定代理人を一般法上の諸制度へと導き、社会復帰に関する少年の成育歴に有益なネットワークを、一般法上の制度をもって形成するよう配慮する。

2. 1. 4. 措置を担当する機関

一時的措置を含め、司法上の教育的措置の実施は、PJの社会内処遇機関に託される（第D. 一一―一条）。仮に、認可を受けた民間の機関が、一つのモジュールまたはモジュールの主要部分を担う場合には、これら二つの機関は、相互の介入を有機的に連携させなければならない。この有機的連携は、ケアの協働計画（PCPC）という枠組において行われる。

2. 1. 5. 判事への報告書提出頻度

今や、MEJについては第D. 一一二一条、MEJPについては第D. 三三三―三条がそれぞれ、判事への教育的報告書の提出頻度を以下のように定めている。PJJの社会内処遇機関は、

一 MEJに関しては、六か月ごとに、かつ、措置の終了の一日前までに、措置の実施及び少年の成長についての報告書を少年係判事へ送付する、

二 少年に関する各審理に向けて、情報がアップデートされた報告書を作成する、

三 宣告されている一つもしくは複数のモジュール、禁止―あるいはMEJとしての義務―の修正もしくは中断、または、措置の解除を正当化するあらゆる事象につき、少年係判事へ、遅滞なく報告する。

第D. 六一―一条は、少年係判事が、MEJの枠内で下されたあらゆる決定を、指定されたPJJの機関に伝達しなければならぬ旨、明記している。

教育優先の理念に則り、司法上の教育的措置は、手続のいかなる段階においても、原則として、教育的監督のニーズを有する少年にとって適切な司法上の対応を構成する。従って、教育的試験観察期間が開始されると、一貫し

た教育的支援が少年に対して実施される。犯罪の状況及び行為者の人格を理由とした例外的場合にしか、当該措置が回避されてはならない。

2. 2. 強化された教育的内容

定義及び目的。 第L. 一一二一条及び第L. 一一二二条は、司法上の教育的措置を定義している。この措置は、少年の人格的、家族的、保健的及び社会的状況の評価に基づき構成される、個別化された支援からなる。この措置は、少年の保護、援助、教育、社会復帰、及び、治療へのアクセスを目的としている。保護、援助及び教育という目的は、一九四五年オールドナンスを踏襲しており、監視という目的は放棄され、社会復帰及び治療へのアクセスという目的は、今回、明確にされたものである。

機能。 司法上の教育的措置は、少年に対する監督及び支援のための共通基盤を軸に構成される。それにより、裁判所は、PJJの機関の介入の継続性を阻害することなく、措置の内容を強化し、教育的監督独自の側面を強調しうる、さまざまなモジュール、禁止及び義務を、少年に賦課することができるようになろう。

共通基盤の内容。 MEJの共通基盤は以下のものから構

成される(第L. 一一二―二条第一項)。

— 少年の教育的及び司法的経歴、少年の家族状況、居住状況、社会適応のための環境及びネットワーク、健康、社会的状況、就学及び職業上の社会復帰に関する情報の収集を可能とする学際的枠組での、少年の状況の評価(第D. 一一二―二条)。特にモジュールの追加、取消しまたは修正の提案を通じて、MEJを少年の状況の進展及び少年固有のニーズに適合させるために、この評価は、継続的に実施される。

— 少年の社会、就学及び職業上の社会復帰を支援し、健康上のニーズを顧慮し、少年に係る司法決定に対する理解を促し、責任意識の強化及び被害者に対する考慮のための作業に取り組むことを目的とする、少年に個別化された支援。この付き添い支援には、法定代理人も参加するとともに、この付き添いが親権の行使を助け、家族関係の強化に役立つ(第D. 一一二―三条)。

PJJの役割。 教育的経歴の継続性の中核を担うPJJ社会内処遇機関は、教育的援助(assistance educative)を含めた、ケア態様の多様性に依拠することにより、各少

年独自のニーズに教育的支援を適合させるとともに、さまざまな関係主体及び関与者との協働活動を調整する。

モジュール、禁止及び義務の付加。社会復帰、償い、保健及び託置に関し、特定されるニーズに対応するべく、判事は、必要に応じてPJJの教育機関の提案により、第L. 一一二―二条第一号から第四号までに規定するモジュールの1つまたは複数数をMEJ(またはMEJP)の教育活動に賦課するよう決定できる(第D. 一一二―四条)。また、判事は、第L. 一一二―二条第五号乃至第七号に規定される一つまたは複数の禁止を、MEJの場合には同条第八号及び第九号に規定される一つまたは複数の義務を賦課することもできる。

2. 少年の状況に適合した措置
3. 追加的、重疊的または択一的モジュールによる

* 社会復帰モジュール (module d'insertion)

司法命令を介して、独自の資源を動員し、社会復帰に向けて特定されるニーズに対応すべく、MEJの包括的支援の枠内で社会復帰に向けた教育的作業を補完するものとして、さらには、社会復帰につき収集されたアセスメント情

教育的監督の提案。 日中受入れの提案は、施設及び機関により作成される。当該地域で利用可能なサービスに即して日中受入れの実施を引受けるPJJまたはSAHの機関または施設の指定も、当該提案に含まれている。

期間。 判事は、一年を超えることのない期間の日中受入れを命じ、さらに、その実施を引受けるPJJまたはSAHの機関または施設を選定するが、これらの機関または施設は、社会復帰モジュールの任を負う機関とは区別される(第D. 一一二一九条)。

実施。 MEJのために指定された機関により行われるアセスメントに関連して、任命された機関または施設によって受け入れ時に実施される、若年者の基本的ニーズ、社会、就学及び職業上の社会復帰、能力及び欲求に関するアセスメントは、日中受入れにおいてその展開を構造化することに寄与する。

この展開は、家族の協力の下で行われ、諸状況に従って、家族の関与及び家族の資源に頼ることもできる。

成人後の継続。 日中受入れは、当事者の同意がある場合限り、成人後に宣告され、継続され、または、更新される(第L. 一一二六条)。その実施の任に当たる機関または施設は、遅くとも措置終了の一五日前までに、判事及

び司法上の教育的措置の任を負う機関に中間報告書を送付しなければならない。同様に、当該機関または施設は、日中受入れの修正を正当化しうるあらゆる事象について、判事及び司法上の教育的措置の任を負う機関に通知しなければならない(第D. 一一二二条、第D. 一一二三条)。

スケジュール表は、ケアに介入する協働者の協力の下、学際的方法により作成され、状況の進展に応じて適切なものとなるよう調整され、定期的に、少年及びその法定代理人に交付される。

・寄宿学校への託置(第L. 一一二五条第二号)

目的。 寄宿学校への託置は、寄宿学校での環境により促進される、構造化された学習条件を通じて、少年の就学復帰を促進しようとするものである。託置を命じる判事は、県における教育担当の国の代表者(DASEN—公教育機関の学区長(directeur académique des services de l'éducation nationale))との合意に基づき、地方公立教育施設(établissement public local d'enseignement: EPLE)への少年の委託、または、寄宿舎が併設されている民間の施設への契約に基づく少年の委託を行う。

態様。 この託置は、寄宿学校の開校期間にのみ宣告する

ことができ、現学年度を超えることはできない(第D. 一
二二二四条)。

実施。 少年は、寄宿舎を併設する施設とは異なる施設において就学することも可能である。それ故、DASENとの連携の下でのこのような託置の実効性と、それに向けたDASENとの書面による合意を確保するべく、MEJの枠組で社会内処遇機関による熟考の結果、寄宿学校への託置の決定がなされなければならないであろう。

協議。 寄宿学校への託置は、裁判機関、PJJ及びENによる地域交流の枠内で検討されることが望ましく、このことは、既存の手続によって実現可能である。

実際に、PJJの機関及び裁判機関は、検察官及びPJJの機関と既に活動を共にしているDASENを介して、学区担当当局(*autorité académique*)との継続的対話を確立することが必要となる。その目的は、(とりわけ、公教育の学区内の地域レベルで)それぞれの期待されること及び制約されることについてよりよく理解し、これらの施設の状態に関するコミュニケーションを促進することである。

教育施設からの報告。 地方公立教育施設または契約に基づく民間の施設は、遅くとも措置終了の一五日前までに、判事及び司法上の教育的措置を受けける機関に中間報告書

を送付しなければならない(第D. 一二二二五条及び第D. 一二二二七条)。特に、(就学時間、及び、集団生活時)若者の行動、若者の勤勉さ、並びに、就学過程におけるその成果及び成長に関して報告がなされる。同時に、当該報告書では、寄宿学校及び就学の枠組における家族の位置づけ(*le positionnement de la famille*)についても言及されうる。

また同様に、施設は、託置の修正を正当化しうるあらゆる事象について、判事及び認可されている機関に通知しなければならず(第D. 一二二二五条)、この枠組において審理を請求しうる。

懲戒委員会。 第D. 一二二二六条の適用により、寄宿学校を併設している施設の懲戒委員会により下される、少年の退学の決定は、判事に通知され、通知を受けた判事は、寄宿学校への託置につき遅滞なく裁定を下すことになる。それ故、懲戒委員会による退学決定を受けた少年の受入れ継続が、寄宿学校にとって不可能であることに照らして、託置取消につき検討されることが望ましい。

MEJ担当のPJJによる監督。 寄宿学校に託置されている少年の状況につき、MEJの実施のために指定された社会内処遇機関により、その包括的な監督が確保される。

実際に、M E Jを実施する社会内処遇機関は、地方公立教育施設 (E P L E)、または、契約に基づく民間の施設における、託置の経過及び実施に対し、特別な注意を払うことになる。

* 償いモジュール (module de réparation)

M E Jの包括的支援の中で、少年の責任意識の強化及び被害者に対する配慮のために行われる教育的作業を補完するものとして、判事は、必要に応じてP J Jの教育機関の提案に基づき、少年の所見及び可能な範囲で少年の法定代理人の所見を聴取した後、第L. 一一二一八条に規定される償いモジュールを最長一年間、宣告することができる (第L. 一一二一九条)。

内容。 償いモジュールは、被害者の利益もしくはコミュニティの利益のための援助活動及び償い活動、または、調停から構成される。司法官は、その態様のどちらか一方を宣告することもできるし、この二つを順に宣告することもできる。

償い活動の定義。 償い活動は、次のような目的をもつものとして、現在、第D. 一一二一八条に定義されている。即ち、自らの行為の原因及び結果を理解するために行為者

を支援し、行為者の責任意識の強化のプロセスを促進し、惹起された損害回復のあり方を検討、実施し、被害者に配慮をなすことである。当該活動は、P J Jの社会内処遇機関のみならず、少年に関する賠償実施の許認可を受けている場合には認可された民間部局にも付託される。直接的な償い活動は、被害者の同意がある場合にのみ実施される。

調停の定義。 調停は、第D. 一一二一九条に定義される。調停は、行為者と被害者の間の関係を調整し、対話の開始または再開を目的としている。調停は、第三者の援助の下、犯罪の実行により生じた対立につき、当事者による協議を通じて、解決を図ろうとするものである。調停のあらゆる段階で、モジュールの実施の任を負う機関は、確認された困難を少年係判事に通知するとともに、モジュールの修正またはその取消しを要請できる (第D. 一一二一三〇条)。調停は、P J Jの機関に付託されるのみならず、少年に対する調停実施の許認可を受けている場合には認可された民間部局 (S A H) にも同様に付託される (第D. 一一二一三一条)。

調停が実施されるためには、被害者の同意は必要であり、その同意を得なければならない。たいていの場合、被

害者の同意は、審理に際して獲得されるが、特に、被害者が審理に出席していない場合、または、被害者がためらっている場合、調停措置を実施するために指定される機関によって、事後的に獲得されうる（同意を得るための手続きを参照）。

PJJによる実施。調停が、MEJの包括的支援を実施しているPJJの社会内処遇機関に付託される場合、調停の監督に関し中立性を確保するために、調停の実施は、全体的支援の任を負うエデュカトールとは異なるエデュカトールに割り当てられる。

調停を行うエデュカトールは、特別な研修を受講していなければならない。

直接的賠償と同様、調停において、エデュカトールは、被害者及び行為者に対し、安心感に配慮した枠組を保障しなければならない。

SAHによる実施。認可を受けた民間部局の機関に償いモジュールが付託される場合、MEJの任を負うPJJの社会内処遇機関とともに作成されるケア協働計画（PCPC）において、相互の情報の伝達及び連携のあり方が明示される。

報告書の作成。償いモジュールの実施の任を負うPJJ

の機関または認可を受けた民間部局の機関は、賠償活動または調停活動の終了の遅くとも一五日前までに報告書を送付する。この報告書において、策定された賠償または調停の計画が示される。当該報告書には、その実施、被害者または受入れ組織による実施に対する評価、及び、少年の成長に関する機関の評価が含まれている。特に、なされた行為及びその結果に対する少年の理解、少年と被害者との関係、少年の個別的な成長及び少年の成育歴に対する効果が、報告書に記載される。原状回復のための話し合いの枠組において聴取された若者及びその法定代理人の意見が、報告書において示される。報告書では、実施された賠償に調停を加えること、あるいは、その逆も提案されうる。

少年司法保護局の機関は、援助もしくは賠償のための活動または調停の終了時に、教育的支援の継続をもちや不要と評価する場合、司法上の教育的措置の解除を目的として、報告書を少年係判事に送付することができる（第D. 一一二—三三三条第二項）。

*健康モジュール (module de santé)

MEJの包括的支援の枠組で、少年の健康に対して行われる教育的活動を補完するべく、判事は、少年から示され

る健康上の個別的問題に対応するために、第L. 一一二―
 一一三により規定される健康モジュールを宣告することが
 できる。

目的。 刑事司法の対象となつてゐる少年で、健康上のケ
 アのニーズをもつ者に対して、当該ケアを促進するため
 に、健康モジュールは創設される。

内容。 このモジュールは、健康上の個別的ニーズまたは
 独自の状況（治療継続もしくは参加に対する若者及び／も
 しくは法定代理人の拒否、治療履歴の中断）が特定される
 少年をそのニーズに適切な保健衛生上のケアへ振り分け
 ることにより構成される。従つて、判事は、少年のケア、
 または、必要な治療の継続に適した医療上の専門スタッフ
 または施設に少年を振り分ける（第R. 一一二―三四条）。
 裁判機関は、その決定において専門スタッフの名前を明記
 することは義務付けられていないが、むしろ、望まれる専
 門分野を明示する必要がある。

健康モジュールは、精神医学上の機関を除く、保健衛生
 上の施設への託置からも構成されるが、この託置は、当
 該施設以外の医師の詳細な医学的所見に鑑み、命じられ
 うる。受け入れている施設の医師がもはや入院は不要である
 ことを証明する場合、少年係判事は、託置措置及びその取

消に関し遅滞なく裁定を下す（第L. 一一二―一二条）。

最後に、健康モジュールは、社会医学的施設、即ち、教
 育医学施設（IME）、治療、教育及び教育学的施設（I
 TEP）、専門化された教育及び在宅型治療機関（SESS
 SAD）への託置によつて構成される。当該託置は、障
 がい者の権利と自律のための委員会（CDAPH）による
 分類決定に基づいて行われ、この分類決定は、託置決定の
 中で引用される（第L. 一一二―一三条）。CDAPHの
 書面による分類なしに、このような託置は検討されえない。

託置に関する報告書。 健康モジュールの枠組において命
 じられる託置は、第L. 一一二―一五条に規定される託置
 の制度に従う（下記参照）。健康モジュールとして少年が
 託置される施設は、医学上の守秘義務を遵守しつつ、託置
 の進捗に関する報告書を少年係判事に送付する（第R. 一
 一一―三五条）。当該報告書は、医学的情報を含んでい
 るとはみなされないが、託置を継続する必要があるか否かに
 つき所見を明示しなければならず、託置の進捗（特に、少
 年の行動に関する全般的成長、不測の事態、家族の訪問）
 につき詳述しなければならない。

PJJの役割。 健康モジュール実施の監督につき、ME
 Jの包括的支援を実施するPJJの機関は、少年の状況の

進展に必要な方法で少年に付添い支援をし、少年の法定代理人と定期的な面談を行い、関係する保健衛生上の協働者との関係を維持するよう留意する。託置の場合、少年の法定代理人に対して必要となる全ての同意が要求されるが、少年係判事は、法定代理人の拒否が少年を危険な状況に置く限りにおいて、法定代理人にとって代わることができる。

* 託置モジュール

目的。 少年を普段の環境に維持することでは、少年の社会復帰、社会再統合、及び、再犯予防の観点から、十分な保証が提供されない場合、判事は、少年及び少年の法定代理人の聴聞を行った後、MEJの枠組において託置モジュールを命じることができる。緊急の場合には、託置の当事者は、決定から遅くとも一五日以内に聴聞される（第L. 一一二―一五条）。

内容。 第L. 一一二―四条に従い、判事は、家族の構成員、信頼に値する者、PJJの公的部局の施設、または、認可を受けた民間の教育団体もしくは施設に少年を委託することができる。但し、閉鎖型教育センター（CEF）は除く。実際に、CEFへの収容はMEJ/Pの枠組において宣告することができず、一九四五年オールドナンスの場合と同様、

司法統制処分、保護観察付執行猶予、外部収容、または、仮釈放の枠組においてのみ宣告することができる（第L. 一一三―七条及び第L. 六二―一三条）。モジュールが措置の包括的支援を実施するPJJの機関による提案に基づき命じられる場合、いずれの場所に託置するかは、若者のニーズに最も適した受入れ態様の特定に懸かっている。

託置の態様。 託置は、命令という形式により宣告され、この命令において、託置の場所、一年を超えない限度での託置期間（但し更新可能）、親の訪問及び宿泊権の態様が定められる。託置の場合、指定された施設の役割計画がそれを可能とするならば、在宅型託置（placement a domicile）または定期的短期託置（accueil séquentiel）のような特別なケアの態様も、託置決定で、同様に定めることができる。

成人後。 少年に対し託置が宣告された場合、当該託置は、当事者の成人後も、当事者の同意がある場合に限り継続可能である。但し、特に、自律のプロセスへの少年の参加を介して、少年の成長及び少年の社会再統合のために少年を支援するべく、ケアの教育的内容は、若者の人格に適合的なものとなるよう調整されなければならないであろう。

託置の進捗と報告書。 託置施設は、中間的報告書、及び、措置終了の少なくとも一五日前までに託置終了の報告書を

判事に送付しなければならない。報告書では、同様に、託置の修正または解除を正当化しうるあらゆる事象につき、判事に通知しなければならない(第D. 一一二―三七条及び第D. 一一二―三八条)。MEJの任を負うPJJの機関にも同様に通知されなければならない。託置施設により送付された報告書の写しが、MEJの包括的支援を実施するPJJの機関に交付されなければならない。

家族手当。 託置制度は、裁判機関が全国家族手当公庫(CAF)に少年を受け入れている託置場所または人に対する家族手当の配分を通知する旨規定する(第D. 一一三―一条) 条項の創設により明確化されている。このような通知の交付が、CAFに対する、決定理由を含めた託置決定全文の交付となつてはならない。

託置場所の訪問。 他方で、第D. 一一三―五条は、共和国検事及び司法裁判所長が、第L. 一一三―三条に従い実施した託置場所への訪問につき、年一回、法院長に報告する旨規定する。

(大貝葵)

2. 3. 2. MEJ及びMEJPの禁止または義務
目的。禁止及び義務は、かつての教育的制裁の内容を引

き継いだものである。それは、教育的枠組を充実・強化することに、教育的監督の枠内で、新たな原動力となる。この禁止及び義務によって、教育的観点において、これまで保安的処分及び刑罰の枠内でのみ宣告された措置の提案が可能になる。この禁止及び義務は、取消及び少年の収容によって担保されえない点で、司法統制処分または保護観察付執行猶予(surs probatoire)上の義務と区別される。

この禁止及び義務の不遵守は、とりわけ、措置の内容を修正し(例えば、収容モジュールを追加する)、必要な場合、保安的措置を宣告し、制裁の宣告を決定し、または、制裁の宣告日を繰り上げるに当たり、顧慮されうるのであろう。

禁止は、措置の宣告のいかなる段階であっても、宣告されうる。義務は、制裁宣告後の段階で、(制裁として宣告された)MEJの枠内でのみ、宣告されうる。

PJJの役割。 司法上の教育的措置を担当する少年司法保護局の機関は、第L. 一一二―二条第五号乃至第九号の適用により宣告された禁止及び義務を理解しこれを遵守する点につき、少年及びその法定代理人を支援する(第D. 一一二―六条)。

追跡者データベース。 MEJ及びMEJPの禁止は、追跡者データベースに登録される(刑事訴訟法典第L. 二二三

〇——一九九条第二号)。違反が確認された場合、調査者(enquêteurs)は、その調書を作成し、委任裁判官(juge mandant)または土地管轄を有する検察官にこれを送付することができる。司法上の教育的措置が一時的なものであるとなかろうと、その義務の不遵守は、いかなる場合でも、少年の留置をもたらさない。

物の引き渡し。第D. 一一二―七条の適用により、共和国検事は、第L. 一一二―二条第八号に定められる、少年が所持または所有する、犯罪実行の用に供したかまたは犯罪から生成した物を引き渡す義務の履行につき、任を負う。

市民訓育研修を受講する義務。第D. 一一二―八条乃至第D. 一一二―一七条は、一か月を超えない期間につき宣告される、第L. 一一二―二条第九号によって定められる、市民訓育研修を受講する義務の体制及び態様を定義する。これらの条項は、犯罪少年並びに教育的制裁及び市民訓育研修に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第四五―一七四号第一五―一条を適用するために発せられた、二〇〇四年一月五日のデクレ第二〇〇四―三三一号の諸規定を引き継いだものである。

3. 調査措置の強化

3. 1. 社会教育的情報収集(RRSE)の一般化

CJPMは、RRSEを一般化する。実際、RRSEは、司法上の教育的調査措置及び鑑定とともに、少年の人格及び状況に関する情報を収集するために、共和国検事、予審判事及び専門化された判決裁判機関によって命じられる措置の一つである(第L. 三三二―二条及び第L. 三三二―三条)。

目的。第L. 三三二―三条は、RRSEが少年の状況に関するあらゆる有益な情報、及び、教育的提案または少年の社会統合を促進しうる措置の提案を含んだ報告書の契機となる旨、示している。RRSEの提出は、防御権及び対審原則の尊重が可能となる期間内に、委任司法官(magistrat mandant)または、判決裁判機関になされなければならぬ(第D. 三三二―三条)。

体制。共和国検事が刑事和解を決定する場合(第L. 四二二条第一項)、及び、裁判機関への係属の態様がいかなるものであっても、共和国検事が、予審開始または判決のための少年係判事もしくは少年裁判所への係属によって、訴追を開始する場合、RRSEは、必要である(第L. 三三二―四条)。従って、いくつかの管轄区内で導入され

ている。「二重召喚(double convocation)」の実務は、特に、CJPMの運用に適合しており、判決審理の際の移送を回避することができるように思われる。

RRSEは、他方で、予審被疑少年または判決裁判機関に召喚された少年の勾留または勾留延長の全ての請求または決定の前には、必要である(第L. 三三二―五条)。従って、RRSEは、自由と拘禁判事への係属に際し、共和国検事によって請求されなければならない¹⁵⁾。その都度、RRSEは、少年の拘禁代替策を提示し、その社会教育的実行可能性を検討しなければならない(第D. 三三二―二条)。

第三三二―六条は、対象者が訴追日に既に成人となっている場合も含めて、二一歳未満である限り、RRSEが必要的である旨規定する。

RRSEは、地域計画において定められる地方編成に従って、裁判所付の教育的任務を負うPJJの機関、または、PJJの社会内処遇機関によって実施される。RRSEは、少年が訴追時既に成人である場合で、かつ、PJJの社会内処遇機関がRRSEの実施に当たり、克服しがたい現況に直面している場合、社会復帰・保護観察局によって実施される。

内容。意思決定に資するように、第D. 三三二―三条「第D. 三三二―二条？」は、教育提案が「教育的支援計画の目的及び態様」を含んでいなければならないと規定する。さらに、RRSEは、有責性審理のために判決裁判機関に少年が召喚される前に実施されることにより、少年及びその家族がこの審理に向けて準備できるようにしなければならない(第D. 三三二―三条)。

RRSEの骨組みは、これら全ての情報の顧慮を可能にするさまざまなアイテムによって肉付けされる。

3. 2. 司法上の教育的調査措置(MJIE)の適用

範囲拡大

CJPMは、司法上の教育的調査措置の枠を設定し、予審に際し、これを必要とする¹⁶⁾ことで、その適用範囲を拡大している。

定義。第L. 三三二―七条によれば、司法上の教育的調査措置は、「必要な場合、医学的な状況も含めた、少年の人格及び状況の精緻かつ学際的な評価」からなる。特に収集すべき情報は、第D. 三三二―六条に列挙されている。

内容及び報告書。MJIEは、少年の状況に関するあらゆる有益な情報、及び、教育的提案または少年の社会統合

を促進しうる措置の提案を含んだ報告書の契機となる。この報告書は、遅くとも措置の終了する一五日前までに提出されなければならない(第D・三三二―一八条)。但し、状況が悪化した場合、教育的指導を明示した詳細な報告書は、少年係判事に提出されなければならない(第D・三三二―一九条)。措置の期間は、六か月に定められ(第D・三三二―二四条)、少年係判事は、措置を担当する機関に中間報告書を請求することができる(第D・三三二―二五条)。

MJIEの宣告。 MJIEは、少年係判事、予審判事及び少年のための判決裁判機関によって、手続のあらゆる段階で、即ち、検察官の元への召喚から判決宣告後の段階まで、命じられうる。

教育的試験観察期間は、MJIEを宣告するための優先枠を構成する。検察官の元への召喚の段階において、検察官の元への召喚から審理までの期間は、MJIEの期間とほとんど両立しないように思われる。この段階でのMJIEの宣告は、不適合に見える。にもかかわらずMJIEが宣告される場合、当該措置は、有責性の審理を超えて、期間満了まで継続する以上、有責性の審理のため中間的文書を請求するべきであらう。

(井上宜裕)

(未完)

原注

(13) 一般法上の措置の中に少年を維持することまたは復帰させることが、考えうる帰結にならない場合、この支援が、特に、一つの日中活動教育ユニット(UEAJ)への振り分けを認めうるものとなるが、この振り分けは、社会復帰モジュールの規定外で検討され、実現されうる。

(14) 「二重召喚」は、判決裁判機関への(または刑事和解のための)召喚状と(判決審理の日付より前に)RRSEを目的としたPJJの機関への召喚状が同時に少年に交付されることを可能にする。

(15) より一般的に、RRSEの施設は、検察官の元への召喚ごとにRRSEを請求される(第L・四二二―一六条)。

【付記】本資料は、二〇二二年度末延財団研究会助成の成果の一部である。